特定労務管理対象機関の指定に係る都道府県・医療機関の手続の流れ

2022.4（R4.4）

2024.4（R6.4）

都道府県

評価センター評価結果受領 → **指定申請受付** → 都道府県医療審議会意見聴取 → **指定結果通知** → 指定公示評価公表

評価センターの評価

医療機関

B水準
連携B水準
C-1水準
C-2水準

→ 時短計画案作成 → 評価センター評価受審 → 評価センター評価結果受領 → **指定申請提出** → **指定結果受領**

C水準に関する追加事項

C-1水準 → 臨床研修・専門研修プログラム／カリキュラム内へ時間外労働時間数明示

C-2水準 → C−2水準関連審査受審 → 審査結果受領

厚生労働大臣（審査組織）の確認

時短計画：医師労働時間短縮計画
評価センター：医療機関勤務環境評価センター

特定労務管理対象機関の令和６年４月指定に向けたスケジュール《想定》

年月		R４年度						R５年度												R６年度～
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
医療機関		医師労働時間短縮計画作成・第三者評価受審																		○時短計画に基づく取組 ○特例水準適用者への追加的健康確保措置 ○定期的な時短計画の見直し、評価受審
								特例水準申請												
													36協定締結							
医療機関勤務環境評価センター		第三者評価実施、医療機関・道へ評価結果通知																		
道	地域医療課	医療勤務環境改善支援センターによる医療機関への支援実施																		○医療法に基づく立入検査において、追加的健康確保措置の実施状況を確認（保健所） ○必要な助言・指導
						医療機関等へ申請方法周知		指定申請受付												
													指定医療機関・評価結果公表							
											第１回指定			第２回指定				第３回指定		
	医療対策協議会				開催（所掌事項に追加）				開催（協議等）			開催（協議等）					開催（協議等）			
	医療審議会					開催（所掌事項に追加）（知事裁量B水準審議）					開催（意見聴取）			開催（意見聴取）				開催（意見聴取）		

特定労務管理対象機関の令和６年４月指定に係る事務手続の流れ（案）

医療機関

①申請

【申請書類】
- ○申請書
- ○医師労働時間短縮計画（案）
- ○特例水準に該当する業務（医師派遣）があることを証する書類
- ○追加的健康確保措置を行うことができる体制が整備されていることを証する書類
- ○１年以内に労働法制に違反していないことを誓約する書類
- ○医療機関勤務環境評価センターの評価結果の通知
- ○国の審査組織の審査結果の通知（Ｃ－２水準のみ）

令和５年度については、道が医療機関からの申請を受け付ける期間を定めることとし、年３回の指定を想定している。

⑥受領

【指定通知書受領後に実施】
- ○医師労働時間短縮計画の策定
- ○３６協定の締結

地域医療課

②受理

【書類審査】
- ○特例水準に該当する医療（医師派遣）の実施
- ○時間外960時間超の必要性
- ○時短計画の作成方法・内容　等

B・連携B・C－１水準

医対協

【整合性確認】
- ○地域医療対策協議会における議論との整合性の確認（協議）

C－２水準

④医療審議会

【意見聴取】
- ○特例水準の適用と医療計画等との整合性
- ○地域医療提供体制全体として長時間労働を前提とせざるを得ないこと

指定決定

⑤通知

- ○指定通知書
- 指定有効期間：令和６年４月１日より３年間

⑦公示・公表

【道ＨＰ】
- ○指定の公示
- ○評価結果の公表

調整会議開催依頼（B・連携B水準のみ）

整合性を確認した旨の書類送付

道立保健所

※C水準については、申請があった旨を情報提供

③調整会議

【整合性確認】
- ○B・連携B水準の適用と地域医療構想との整合性の確認

⑥受理

【情報共有】
- ○指定通知書の写し
- 指定有効期間：令和６年４月１日より３年間

※市設置保健所の管轄区域に所在する医療機関に係る調整会議での「整合性の確認」については、それぞれの構想区域において調整会議の事務局となっている保健所に対し、地域医療課が開催を依頼する。
※市が設置する保健所への特例水準指定に係る情報提供方法については、別途検討。
※令和９年４月の指定の一斉更新時期における事務手続方法については、今後、検討する。

都道府県医療審議会における意見聴取

「医師の働き方改革の推進に関する検討会　中間とりまとめ」において、都道府県における医療機関の指定の判断に関する考え方をお示ししております。

医師の働き方改革の推進に関する検討会　中間とりまとめ（令和２年12月22日）抜粋
都道府県医療審議会の意見聴取

（Ｂ・連携Ｂ水準）

Ｂ水準を適用することが**地域の医療提供体制の構築方針（医療計画等）と整合的であること**及び地域の医療提供体制全体としても**医師の長時間労働を前提とせざるを得ないこと**について、都道府県は、都道府県医療審議会の意見を聴く。その際、医療機関の機能分化・連携等を進めることによる将来の地域医療提供体制の目指すべき姿も踏まえることが必要であり、地域医療構想調整会議における、医療計画のうち地域医療構想の達成の推進のための協議状況を勘案し、**地域医療構想との整合性を確認すること**が適当である。また、地域の医療提供体制は、地域の医師の確保と一体不可分であるため、地域医療対策協議会における議論との整合性を確認することが適当である。このため、実質的な議論は、都道府県医療審議会に設けられた分科会や地域医療対策協議会等の適切な場において行うことを想定している。

（Ｃ-１水準）

Ｃ-１水準を適用することにより、**地域における臨床研修医や専攻医等の確保に影響を与える可能性がある**ことから、地域の医療提供体制への影響を確認することが適当であり、都道府県は、都道府県医療審議会の意見を聴く。なお、地域医療対策協議会においても協議することとする。

（Ｃ-２水準）

Ｃ-２水準を適用することにより、**地域における高度な技能が必要とされる医療の提供体制に影響を与える可能性がある**ことから、地域の医療提供体制への影響及び構築方針との整合性を確認することが適当であり、都道府県は、都道府県医療審議会の意見を聴く。

これまでの議論のまとめについて（（Ｂ）（Ｃ）水準指定関係）

第１回医師の働き方改革の推進に関する検討会資料２－１「検討を要する論点（案）」の項目に沿って、第５回までの検討の方向性を以下のとおり整理した。

１　医師の時間外労働の上限規制に関して、医事法制・医療政策における措置を要する事項

（１）地域医療確保暫定特例水準（以下「（Ｂ）水準」という。）及び集中的技能向上水準（以下「（Ｃ）水準」という。）の対象医療機関の指定にかかる枠組み）

□　（Ｂ）（Ｃ）医療機関の指定の枠組み

指定の申請の主体：各医療機関の開設者
指定の申請先：都道府県
指定の有効期間：３年

※　国において、2024年４月の労働時間上限規制の適用前及び適用以後において、各都道府県の（Ｂ）（Ｃ）指定の状況を把握し、必要に応じて、地方自治法第245条の４の規定に基づく技術的助言を行う。

□　（Ｂ）医療機関の指定要件（以下の要件全てに該当する必要）

① 地域医療の観点から必須とされる機能（Ｐ３）を果たすこと
② 年間960時間超えの36協定を締結する必要性（労働時間の実績の確認と都道府県医療審議会の意見聴取）
③ <u>地域の医療提供体制との整合性（地域医療構想調整会議の協議の状況を都道府県医療審議会に報告）</u>
④ 医師労働時間短縮計画の策定（毎年、都道府県へ提出）
⑤ 評価機能による評価受審（３年に１回の受審。都道府県は評価結果を踏まえて（Ｂ）指定）
⑥ 追加的健康確保措置の実施体制の整備（（Ｂ）指定後も、毎年の都道府県の立入検査で実施状況について確認）
⑦ 労働関係法令の重大かつ悪質な違反がないこと（過去１年以内に労働時間や賃金の支払いに関する労働関係法令の違反について送検・公表されていないこと）
（※）対象条項：労働基準法第24条（賃金の支払い）、第32条（労働時間）、第35条（休日労働）、第36条（上限時間）、第37条（割増賃金）及び第141条（上限時間）並びに最低賃金法第４条（最低賃金）

追加的健康確保措置の履行確保

医師の働き方改革の推進に関する検討会　中間とりまとめ（令和２年12月22日）抜粋

第１　医師の時間外労働の上限規制に関して、医事法制・医療政策における措置を要する事項
２　追加的健康確保措置の義務化及び履行確保に係る枠組み
（２）履行確保の枠組み
○　医事法制・医療政策における義務等であることから、都道府県が追加的健康確保措置の実施を確認することとなるが、その際、医療法第25条第１項に規定する立入検査の中で確認することとする。

医師の労働時間短縮等に関する指針（令和４年１月19日　厚生労働省告示第７号）抜粋

第３　各関係者が取り組むべき推奨事項等
１　国及び都道府県に求められる事項
（３）国及び都道府県に求められる各都道府県における地域医療確保暫定特例水準及び集中的技能向上水準の運用に関する事項
ハ　都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、面接指導（新医療法第108条第１項の面接指導をいう。３の(3)のイにおいて同じ。）、同条第５項及び第６項の規定による措置並びに新医療法第123条第１項本文及び第２項後段の規定による休息時間の確保（以下「追加的健康確保措置」と総称する。）の履行確保のため、医療法第25条第１項の規定に基づく立入検査において、医療機関における追加的健康確保措置の実施状況の確認を行い、医療機関に対し必要な助言・指導を行うこと。